

# 金融検査・監督の考え方と進め方 (検査・監督基本方針)(案)に関する対話について

金融庁検査局企画審査課

モニタリング企画調整官

家根田 正美

## 一．はじめに

金融庁は、昨年12月15日に「金融検査・監督の考え方と進め方(検査・監督基本方針)(案)」を公表し、本年2月14日までの2か月間、意見募集を行いました。50超の団体・個人から300弱のご意見をいただきました。地域金融機関の業界からもご意見いただきました。ご意見をいただきました。ご意見への回答及び検査・監督

基本方針の最終版は、後日正式に公表いたしますので、もうしばらくお待ち願います。

検査・監督基本方針(案)の意見募集期間中に、金融機関で行われている創意工夫をご紹介いただくと共に、実情やお悩み、懸念など様々な意見を、直接、伺いたいと思います。金融庁(検査局企画審査課)と全国の財務局が連携して、全国各地で、すべての預金取扱金融機関(銀行・信金・信組・労金)及びこれら金融機関の会

計監査を行う監査人、さらに財務局職員を対象に対話会を開催しました。

対話会でいただいた主なご意見につきましては、取りまとめまして、3月27日に金融庁のホームページで公表したところです。本日は、対話会で寄せられたご意見の紹介を中心に、あらためて新しい検査・監督についてお話ししたいと思います。

## 二．金融検査・監督の考え方と進め方の特設ページの開設

本題に入る前に一つお知らせがあります。金融庁ホームページの「ホーム」に、「金融検査・監督の考え方と進め方」と題する特設ページへのバナーを設けました。検査・監督基本方針（案）の意見募集の関係や対話会でいただいた主なご意見のほか、検査・監督の見直しに関するこれまでの取り組み状況等の各種情報、例えば、業界団体との意見交換会において金融庁が提起した検査・監督の見直しに関する論点、講演・寄稿、国際会合などの情報を1箇所に集約しました。今後、順次充実していきま

すので、ご活用いただければと思います。

## 三．検査・監督基本方針（案）のポイント

検査・監督基本方針（案）につきましては、本年2月2日開催の地域金融研究所の東京事務所定例研究会でお話させていただく機会を頂きました。その内容は、月刊「New Finance」2018年2月号 Vol.48 No.2に掲載していただきました。本日も参加いただいた皆様の中にも、ご参加いただいた方も多いかとは思いますが、最初に、あらためて、検査・監督基本方針（案）についての金融庁の考え方のポイントを、簡単に確認させていただきます。

### ①バブルの後処理から新しい時代の枠組みづくりへ

金融庁発足から数年は、ひと言でいえば金融検査マニュアルに基づく金融行政でした。金融機関が抱える不良債権の問題やコンプライアンス（法令等遵守）への対応が急務であったため、基本的には一律のチェックリスト方式で金融庁は、定期的・網羅的に立入検査を行い、事

後的に検証する手法を採用していました。

他方で、金融庁は、中小・零細企業の経営・財務面の特性や実態を踏まえた債務者区分の判断に係る検証ポイントや運用例を記載した「別冊（中小企業融資編）」を策定（2002年）、リレーションシップ・バンクの機能強化に向けた取組み（2003年）、個別の資産査定・検証については、小口の資産査定は、金融機関において引当等の管理態勢が整備され、有効に機能していれば、その判断を極力尊重（2013年）、さらに、引当等の管理態勢や統合リスク管理態勢の検証を前提として、金融機関の健全性に影響を及ぼす大口与信以外についても原則として金融機関の判断を尊重（2014年）、事業性評価に基づく融資への取組みの検証（2014年）、オン・オフ一体の継続的なモニタリング（2014年）などの改革も進めてきました。

このように、これまでも金融検査と監督のあり方について様々な見直しを行ってきましたが、一つひとつの取り組みが全体として何を目指しているのかについては、金融庁自身の職員を含め、まだ必ずしも十分には共有されていないように思われます。また、これから更に取り

組んでいかなければならない課題も多く残されていることから、これまでの取り組みの基本にある考え方と今後の方針とを整理したものが、検査・監督基本方針（案）です。

金融機関がこの先10～20年にわたり健全な業務運営を維持していくにはどのような枠組みが望ましいのか、という観点からしっかりと物事を考えていく必要があります。金融機関の皆様が抱えている違和感やご意見をしっかりと認識したうえで、新しい検査・監督の枠組み・全体像を一緒に作り上げていきたいと考えています。

## ②ルールに基づく検査・監督の限界

検査・監督基本方針（案）には、「検査・監督の見直しの背景」と「従来の検査・監督の副作用」として金融機関・当局双方の問題点を記載しています。

例えば、金融機関においては「商品やサービスの内容を法令で定められたとおり説明したとの証拠を残すことには熱心だが、ニーズに合わない複雑な商品が高齢者に販売するなど、本来やるべきことが後回しになってしまっている」とか、「記録を残すことに労力を取られる

あまり、外回りができなくなっている」という指摘があります。

金融検査マニュアルの「別表」では、過去の実態バランスシートを重視した債務者区分の上で、担保・保証の有無、その担保は優良担保か不動産等の一般担保なのかで貸出債権をⅠ～Ⅳに分類する仕組みになっています。

そのため、金融検査マニュアルに基づく検査が繰り返されたことにより、一部の金融機関では、例えば、事業の将来性からキャッシュフローによる返済が十分に期待される債務者についても「検査で債務者の状況が形式的に判断され債務者区分を落とすよう指摘がなされた場合に備えて、担保・保証を取っておく」といった財務諸表への過度な依存、目利き力の低下、担保・保証への過度な依存や短期継続融資（正常運転資金の手形貸付）から証書貸付への転換といった金融機関の融資行動の変化を招いた面もあるとの指摘もあります。

また、当局においては、何か問題が起きたときいちばん重要なのは、現在そして将来の業務の適切性をどう確保していくのかであるにもかかわらず、過去の違反行為を個別に指摘する一方で、その根本原因について分析や

議論が不十分であり、本当の意味での改善につながるような取り組みができていなかったのではないかとこの反省があります。

金融検査マニュアルの冒頭には、「本マニュアルの各チェック項目の水準の達成が金融機関に直ちに義務付けられるものではない。本マニュアルの適用にあたっては、金融機関の規模や特性を十分に踏まえ、機械的・画一的な運用に陥らないよう配慮する必要がある。」との記載はありますが、形式的な枠組みや当局の運用が、場合によっては金融機関が創意工夫してその力を発揮することの芽を摘んだ面があるかもしれません。対話会では「もし検査で指摘されたら、と二の足を踏んだ」と言った声が寄せられており、金融庁としても反省すべき点は多くあります。「何のために」「どういう目標のために」ということをもつとしっかりと考えて取り組まなければいけないと考えています。

こうした反省を踏まえ、新しい検査・監督の進め方のポイントは以下のとおりです。

第一に、「金融機関が利用者に向き合い、自ずと高い水準を目指して努力することを促す」という点です。こ

れからは、金融機関が経営を改善していこうというインセンティブを持ち、自らの力を発揮していくことが重要になります。金融庁としては、金融機関が利用者に向き合い、より良いサービスを提供し、選んでもらう。選ばなければならない、なぜ選ばれなかったのかを分析し、改善をしていくというメカニズムを働かせたいと考えています。これには金融機関単独の創意工夫でできるもの、あるいは業界全体で取り組んだほうが良いもの、もしくは金融庁と連携したほうが良いものなど、いろいろなパターンがあると思います。

第二に、「将来を常に意識して議論をする」ことです。金融機関は足元での健全性を確保することや法令を遵守するだけではなく、将来にわたって経営の持続性を確保したり、重大な問題発生を事前に予防することが求められます。そのため、金融庁は、経済環境の変化等も踏まえ、金融機関のビジネスモデルの持続可能性を含め、将来を常に意識して議論をしていく必要があります。

第三に、検査・監督の基本的な考え方を整理する必要があります。将来の業務運営の適切性をどのように確保していくのかという目標からすれば、金融庁がチェック

リスト方式で、金融機関の行動の是非を判断していくという方法には限界があります。今後は、金融庁は基本となる考え方を示し、金融機関の特性に応じた対応を行っていくことが求められるものと考えています。

#### 四．検査・監督基本方針(案)に関する対話について

それでは、本日の本題である検査・監督基本方針(案)に関する対話についてお話ししたいと思います。

対話会は、金融庁が施策を検討する際の参考とするものであり、検査・監督の一環として行うものではないことを明らかにした上で、各コマ1時間半、うち説明30分・質疑60分で、業態別に20～30人規模の少人数とし、延べ60回(コマ)、一方的な説明のみでなく双方方向の対話が中心となるように工夫して開催しました。その甲斐あつてか、率直かつ様々なご意見をいただきました。いたただいた主なご意見を「対話会等で得られた今後の検査・監督の見直しに関する意見(資産分類・償却・引当に関するものを除く)」と「対話会で頂いた自己査定・償却・引当に関する取組事例等」に取りまとめ、3月27日に金

融庁のホームページで公表しました。

今回公表した内容は、対話会で得られた主なご意見をそのまま取りまとめたものであり、金融庁としての方針を示すものではありませんので、この点ご留意いただきたい上で、是非、ご参考にしていただければと思います。

### (1) 検査・監督基本方針（案）全般について

まず、検査・監督基本方針（案）の方向性につきましては、概ね賛成だが、対話の方法や金融機関の創意工夫に関しましては、(a)対話の場が出た意見・問題意識、金融庁内の検討経緯・状況について、適時・適切に関係者にフィードバックして欲しい。当局についても「見える化」して欲しい、(b)ゼロから創意工夫を考えるのは、小さな金融機関にとっては難しい。できれば工夫のためのヒントのようなものを、金融庁や監査法人から示してもらいたい、(c)金融機関側の意識を変える際、トップだけではなく部長クラスとの対話も必要ではないか、といったご意見をいただきました。

### (2) 検査マニュアルの廃止について

#### ① 検査マニュアル廃止の問題意識

まず、あらためて検査マニュアル廃止の問題意識について確認させていただきたいと思います。本年1月の地域金融機関の業界団体との意見交換会において金融庁幹部から地域金融機関の頭取の皆様にお話しておりますが、資産分類・償却・引当に関する別表も含め検査マニュアルを2019年4月以降に廃止するその問題意識は次のようなものです。

すなわち、リスク管理や、資産分類・償却・引当に関する実務は、本来は、目指すビジネスモデルをどう実現するか、という視点をもって設計されなければならないものと考えられますが、実際には、検査マニュアルを前提に、別表通りの償却・引当とか、コンプライアンスとしてのリスク管理がなされている場合が多いのではないかと、貸すために引き当てる、リスクを取るためにリスク管理をする、というのではなく、受け身の償却・引当、リスク管理になつている場合が多いのではないかと、そして、その背景には当局のこれまでのやり方もかなり影響しているのではないかと考えられます。

当局としては、検査マニュアルに基づいて長年定着し

てきた実務を否定するつもりはありませんが、どんなにいい面があるにせよ、20年前にできた検査マニュアルが想定しているビジネスモデルは、かなり限定された類型のものではないか、資産分類・償却・引当に関する実務やリスク管理がマニュアルで想定されているものに固定されてしまうと、これまでと違う、各行毎の工夫をこらしたビジネスモデルを見出すための選択肢が制約されてしまうのではないか、そして、制約された選択肢だけでは、人口減少などの難しい環境の中で、生き延びるための道を見出すことはどんどん難しくなっているのではないか、という問題意識です。

もちろん、金融庁の組織を変えたり、検査マニュアルを廃止したりといっても、検査官がいなくなるわけでも、検査がなくなるわけでも、健全性に関する監督が甘くなるわけでもありません。当庁としては、重箱の隅をつつくのではなく、大事な問題に集中して、将来のことを一緒にきちんと議論させていただけるようになりたい、というのが今回の趣旨です。

そうした議論に際し、あるいは、銀行の中でさまざまな検討が行われる際にも、検査マニュアルの規定で思考

停止になってしまっているのではなく、一つひとつの問題を、金融庁の側であれば金融行政の根本目的に立ち返って考えることができるよう、また、銀行の側においても経営全体の中で考えやすい、そうした環境を作りたいと考えています。

## ②検査マニュアル廃止の意味

別表を含め検査マニュアルの廃止は、これまでに定着してきた実務を否定するものではなく、金融機関が現状の実務を出発点により良い実務に向けた創意工夫を進めやすくするためのものです。

そのため、検査マニュアルの別表が廃止されたとしても、これにより金融機関において、従来の自己査定や償却・引当に関する実務が否定されるものではなく、これらに関する内部規程やシステムの変更が求められるものでもありません。

また、資産分類や償却・引当に関する金融機関の創意工夫をより進めやすくしていくため、今後、金融機関の規模・特性に応じた対応のあり方も含め、現状の実務を出発点とした今後の改善の道筋としてどのようなものが

考えられるか、議論のための材料であることを明示した文書（ディスカッション・ペーパー）等を用いて関係者と議論を深め、検討を進めてまいります。

こうした考え方が広く関係者間で共有され、実務での誤解や戸惑い、混乱の生じないよう、検査マニュアルの廃止時期については、平成31年4月1日以降とされています。

### ③検査マニュアル廃止に関するご意見

このような問題意識の下、対話会において、金融機関の皆様や監査人の方々から検査マニュアル廃止に関していただいた主なご意見は、以下のとおりです。

イ・検査マニュアル廃止につきましては、その方向性には概ね賛成だが、何らかの形で基準を残して欲しい、例えば、(a)システム統合マニュアルやそれに基づく検査は、専門性が非常に高く、日常業務からも離れていない。このように、画一的に存在する必要があるものは残してもらえないか、(b)各業態において新規参入する業者は、検査マニュアルを参考にしながら態勢を整備している。検査マニュアル廃止の方向性を否定するも

のではないが、内容を何らかの形で残してもらう必要があるのではないか（職員）、との声も聞かれました。

ロ・検査官の目線の統一や人材育成への要望として、例えば、(a)検査マニュアルに基づいて検査していた時よりも検査官の判断に差が出てくる可能性があるため、検査官の人材育成や目線合わせが必要である、(b)検査マニュアルによって、金融機関が考えなくても生きていけるという状態は良くないと思っていた。ただ、本方針案を実現させていくためには金融庁の人材育成が急務だと思う。経営トップとの対話ができるような力量のある人材を育成していかないと、国民のためにもならない（職員）、との声が多数聞かれました。

ハ・当局の人事や態勢への要望として、例えば、(a)検査マニュアル廃止以降、創意工夫や新規サービスの法令上の適切性を検討するにあたり、当局へ相談することも増えると思うが、当局担当者の違い・交代などで、金融機関への対応が異なることがないようにして欲しい、(b)初めて検査に入る職員でも、検査マニュアルを熟読すれば、対応することが可能であった。今後、財務局職員のディスカッション・スキルを醸成すること



が非常に重要となる（職員）、との声が聞かれました。

二．当局と監査法人・公認会計士協会との調整の要望として、例えば、(a)償却・引当の工夫をするにあたっては、監査法人と意見が一致しないことが多いので、監査法人にも新しい検査・監督の考え方の主旨を十分に理解してもらいたい、(b)公認会計士・監査審査会による検査と公認会計士協会による品質管理レビューの双方を受けているため、公認会計士協会ともよく議論し欲しい（監査法人）、との声が多数聞かれました。

このようなご意見も想定して、対話会では地域の監査法人の方々と対話のコマも設けました。

ホ．日本銀行との連携につきましては、例えば、(a)金融庁検査と日銀検査とは、現在でも多少の温度差を感じている。言われることが違うと現場レベルでは対応に苦慮するので十分な調整をお願いしたい、(b)日本銀行との連携を進めるにあたっては、金融庁と日本銀行との間で類似している報告データを一本化するという連携も可能であればお願いしたい、との声がありました。

(3)分野別の「考え方と進め方」について

分野別の「考え方と進め方」の作成にあたっては、例えば、(a)事例集のような形で示して欲しい、(b)パブリックコメント前の途中段階でも意見が出せるような仕組みをお願いしたい、との要望がありました。

分野別の「考え方と進め方」については、議論の出発点、議論の材料という趣旨を明確にするため、ディスカッション・ペーパーと位置づけ公表することを予定しております。今回の対話会のように全国で60コマの対話をすることは、人的・時間的に難しい面はありますが、こうした趣旨に則り、ディスカッション・ペーパーの策定にあたっては、幅広い関係者との意見交換・対話をさせていただきたいと考えております。

(4)資産分類・償却・引当について

①問題意識

検査・監督基本方針（案）においては、資産分類・償却・引当に関する「別表」を含め検査マニュアルを廃止することについてもパブリックコメントに付しております。このため、以下のような問題意識から、特に資産分類・

償却・引当の実務に関して、どのような創意工夫が行われているのか、何か不都合が生じている点はないか、今後の改善にあたってのご意見などについて、預金取扱金融機関の皆様及びこれらの会計監査を行う監査人の方々と、意見交換を行いました。

□検査マニュアル別表が、金融機関のビジネスモデルや顧客の特性に応じた改善の取組みを制約しているのではないか。

□借り手の実態を把握し、将来の損失発生確率をより的確に見通す努力を行うよりも、過去データや担保・保証等に着眼した実務を続ける方が安心であるとの印象をもたらしめているのではないか。

□画一的な基準に基づく検査では、バブル時代の不良債権を事後的に処理することはできたが、これから発生しうる課題を見通し、対処することは出来ないのではないか。

□当局として着目すべきなのは、金融機関の自己査定・償却・引当の態勢が、当該金融機関の業務や顧客の特性に基づいたものであって、会計基準に沿った適切な償却・引当が実現できるよう全体として適切に機能し

ているか否か、償却・引当の水準が全体として適切か否かなのではないか。

## ②償却・引当に関する意見

金融検査マニュアルの「別表」における資産分類・償却・引当に関しては、これまでの検査・監督の見直しの中で、中小・零細企業の経営・財務面の特性や実態を踏まえた債務者区分の判断に係る検証ポイントや運用例を記載した「別冊（中小企業融資編）」の作成などに取り組んではきましたが、これまでの金融検査マニュアル別表の枠組みでは、経営実感に合った償却・引当ができないといったご意見が聞かれました。

- ・ いただいた取組事例・論点を大きく分類すると、
- ・ 貸出先の業種・規模・特性をどのように考慮すべきか（リスクに応じたグルーピングと引当への反映、従来の債務者区分に必ずしも基づかない引当の計算）、
- ・ 金融機関の業務・方針をどのように考慮すべきか（適切な期中管理プロセスの反映、再生支援や廃業支援への対応方針の反映、回収方針の反映）、
- ・ 事業キャッシュフローの反映（事業キャッシュフロー

を勘案した債務者区分、大口先に対する引当方法の工夫、簡便な事業キャッシュフローの評価方法、短期継続融資関連)、

・特別ナリリスクがある債務者を切り出して将来の見通しの反映、

・引当率の調整による見積り、

・償却・引当の額の全体としての十分性の検証方法、

・償却・引当の額の全体としての十分性を確保するため

の取組み(損失見込期間の延長、DCF法による引当、

経営改善計画の実現可能性の検証)、

となりました。

個々の取組事例・論点の詳細についての説明は、割愛させていただきますが、主なものを紹介します。

貸出先の業種・規模・特性や金融機関自身の業務・方針をどのように考慮すべきかにつきましては、創業資金融資先や新たに取り組むリスクの高い先(ミドルリスク先)を他と区分して引当をしている例がありました。この例は、引当の計算手法という問題にとどまらず、「自分たちの業務はこうだ」「この業務にはこういったリスクがある」「このリスクを組合員(株主)を含めた関係

者に責任を持つて説明するためには、こういった引当が必要」ということが、金融機関の中で一体的に動いているという点で参考になるように思います。

担保による回収につきましては、ある金融機関では「自分のところではマッチングをして、お客さまの事業を評価してくれる先を見つけて引き継いでいるので、だいたい簿価に近いかたちで回収ができています」というところもあれば、「そこには人手を掛けたくないのです、バルクで売る」という金融機関もあります。このため、担保の処分可能見込額の算出における掛目を、任意売却、競売、バルクセール等における過去実績を勘案し見直しているという例がありました。

大口融資先に対する引当方法の工夫については、影響も大きいので、正常先やその他要注意先であってももっとリスクを反映したやり方ができないか、その場合には事業キャッシュフローを見ることが必要だが、現行のDCF法よりももっと簡易なやり方ができないか、といった声をいただいています。

短期継続融資については、現在の検査マニュアルでは、正常運転資金(短期継続融資)の計算方法が形式的であ

るため、貸出先にとって必要な運転資金の融資であつても、正常運転資金の範囲を超えて貸出条件緩和債権となつてしまうものがあるためなんとかしてほしいとの意見をいただいています。

引当率の調整による見積りについて、公認会計士との関係について言えば、例えば、貸倒実績率の低下を背景に、引当率に下限値（フロアー）を設定した金融機関がある一方、下限値の設定を検討したが、設定根拠の不足等から断念した金融機関もありました。技術的な基準の問題というよりは、どのような考え方に基づくのかをきちんと整理することにより、金融機関と公認会計士のコミュニケーションを円滑にすることができるのではないかと思います。

償却・引当の額の全体としての十分性を確保するための取組みについては、過去実績による償却・引当の水準は低すぎて経営の実感にあつていないが、改善方法に苦慮しているとの声を多く聞きました（このようなど意見についての金融庁の問題意識については、6月1日に金融庁ホームページで公表しました本年4月開催の全国地方銀行協会・第二地方銀行協会における「業界団体との

意見交換会において金融庁が提起した主な論点」もご参照ください）。

なお、対話会でいただいた取組事例・論点は、あくまで主な対話の内容をまとめたものであり、当局として資産分類・償却・引当に関する新しい検査・監督の方向性を示すものではありませんのでご留意ください。

#### (5)分野別の「考え方と進め方」（ディスカッション・ペーパー）

検査・監督基本方針（案）の意見募集時や本年2月の東京事務所定例研究会の場において、検査マニュアル廃止の準備作業として、金融機関、公認会計士、有識者等の関係者からなる「勉強会」を設けて検討を進め、そこでの議論を踏まえて本年夏を目前に、資産分類・償却・引当に関する考え方と進め方（ディスカッション・ペーパー）の案をお示しできればとお伝えしてきたところであります。しかし、当方の準備に時間を要しており、もう少しばかりお待ちいただければと思います。

同様に、プルーデンス政策（金融システムの安定を指した政策）等についても、分野別の具体的な「考え方

と進め方」を用いて幅広い関係者と対話を進め共有していきたいと考えているとお伝えしておりましたが、分野ごとの「考え方と進め方」については、必要性の高いと思われるものから、今後順次ディスカッション・ペーパーの形で策定・公表していく予定ですので、あわせて今しばらくお待ちいただければと思います。

#### (6)コンプライアンスについて

償却・引当と並んで、コンプライアンスは金融機関の皆様が関心が高い分野であるうと思います。いわゆるコンプライアンスに関する管理態勢（金融検査マニュアルに即して言えば、法令等遵守態勢、顧客保護等管理態勢及び事務リスク管理態勢）に関しましても、対話会において、従来の管理態勢のあり方に課題を感じている点、金融検査マニュアルの存在や金融検査での過去の指摘から実務上望ましい対応がしにくくなっていると感じている点、金融検査マニュアルを廃止することによって不都合が生じると考えられる点等について、金融機関の皆様と意見交換を行いました。

過去の画一的な検査に対する批判やいわゆる「コンプ

ラ疲れ」との声は多数聞かれました。また、コンプライアンスに関する取組みを工夫している金融機関は複数見られました。

例えば、金融機関の中には、より積極的に業務改善運動の一環と位置づけたり、顧客が満足するサービスを自ら提供できているかの確認の活動と位置づけたりしているところがありました。また、一部では、検査マニュアルや過去の検査での指摘を踏まえて内部規程等が積み上がっているので棚卸しを行った、もしくはより良い方法を模索したいとの意見がありました。

金融機関が新しく取組みを行う分野やマネー・ローンダリングやテロ資金供与対策など、他の分野と比べて詳細な基準を示す必要がある分野もあるのではないかとの声が多くありました。

#### 五．検査・監督基本方針（案）への意見

検査・監督基本方針（案）についての意見募集につきまして、現在、いただきましたご意見に対する金融庁の考え方及び検査・監督基本方針の最終化に向けて作業

を行ってるところです。ご意見への回答は後日正式に行いますので、もうしばらくお待ちください。

金融庁へ提出いただいたご意見につきましては、地方銀行協会のように金融庁に提出した意見・質問を協会のホームページで公表されているところもありますので、複数寄せられたご意見を一部ご紹介しますと、(a)最低基準検証、動的な監督、見える化と探究型対話の3つの手法を用いる際の当局の目的意識を明確にするべきではないか、状況に応じて、適切な手法を用いてほしい、(b)当局の考えの押し付けや思い込みに対する懸念として、過剰介入や過度な裁量行政とならないようにしてほしい、対話が実質的に指導となることのないようにしてほしい、「ベスト・プラクティス」を押し付けることのないようにしてほしい、(c)プリンシプル中心の枠組みにおいても、分野によっては詳細な基準を示す必要があるのではないか、(d)モニタリングの結果を可能な範囲で還元・公表してほしい、といったものです。

分野によっては詳細な基準を示す必要があるのではないかとのご意見については、「ゼロから創意工夫を考えるのは、小さな金融機関にとっては難しい。できれば工

夫のためのヒントのようなものを、金融庁や監査法人から示してもらいたい」との意見はもつともであり、検査・監督基本方針と分野別の「考え方と進め方」(ディスカッション・ペーパー)だけでなく、何かしらの対応を考える必要があるのではないかと考えます。ただし、示した基準だけ満たせばよいという行動とならないよう留意も必要であろうと思います。

## 六. おわりに

金融庁では、対話会や意見募集で頂いたご意見を今後の検討に活かしていきます。新しい検査・監督のあり方について、皆様と建設的で双方向の対話を続けながら、金融行政の質を継続的に高めていきたいと考えておりますので、意見募集期間終了後も、引き続きご意見を歓迎いたします。金融庁に直接、または財務局、各協会を通じてなど、さまざまなルートで、是非ご意見をいただければと思います。

(平成30年5月30日開催の東京事務所定例研究会講演録)